

学位請求論文要旨

『自由主義と社会主義の規範理論—価値理念のマルクスの分析』

松井 暁

本書は、社会体制としての社会主義における価値理念の規範理論研究である。目的は、自由主義規範理論と対比しつつ、マルクスの観点から社会体制の中心的な価値理念、すなわち正義、所有、自由、平等、功利、コミュニティを分析し、社会主義規範理論の輪郭を提示することにある。

マルクスの分析とは、K・マルクスの思想体系の中軸をなす諸理論、すなわち史的唯物論、搾取論、疎外論、共産主義社会論などに立脚しながら、社会体制の基本的な価値理念を分析することを表す。

第1章「自由主義と社会主義の規範理論」

本章の目的は、社会主義の理念を自由主義の理念との比較において検討するという課題を提示し、この課題にとっての理論状況を整理することにある。

まず、いまなぜ社会主義を価値理念の次元で、しかも自由主義との比較において再検討せねばならないのかという問題意識を、時代状況と関連させながら述べた。自由主義理論における、功利主義、平等自由主義、リバタリアニズム、コミュニタリアニズムによる規範理論論争の活況は、一面では自由主義理論の健全さを示すとともに、他面では自由主義理念の動揺をも表している。

社会主義においてもこの影響を受けて、次第に「社会主義規範理論」というべき研究領域が生まれた。特に、個人の自由という自由主義的な価値理念を原理的な位置に据える「自由社会主義」と呼ぶうる潮流が形成されつつある。しかし、自由主義の側でも、社会主義的な価値理念を自由主義の基本原理に導入しようとする動きもあり、自由主義と社会主義の規範理論は相互に交錯する複雑な状況にある。

第2章「社会主義規範理論の分析」

本章では、現代規範理論のなかでの社会主義の位置づけを解明する作業の準備として、現代規範理論の枠組みを概観した。まず、J・ステルバとW・キムリッカによる、今日の政治哲学における諸潮流の整理を取り上げた。現代規範理論における主たる流派として、リバタリアニズム、平等自由主義、功利主義、コミュニタリアニズム、フェミニズムとともに、社会主義が挙げられる。次に、道徳哲学の諸理論をW・フランケナに従って分類した。

規範理論は道徳理論と非道徳理論に分かれ、道徳理論は目的論と義務論に分かれる。目的論は功利主義と卓越主義に、義務論は純粹義務論と混合義務論に分かれる。

最後に、社会主義的な規範理論をめぐる諸見解を、R・ペファーの分類に従って検討した。社会主義を除く規範理論と道徳哲学の諸理論との関係については、功利主義とコミュニタリアニズムは目的論に、リバタリアニズムと平等自由主義はそれぞれ純粹義務論と混合義務論に、分類することが可能である。

社会主義的な規範理論をめぐる見解は、規範理論の否定、道徳理論の否定、功利主義、卓越主義、義務論と、道徳哲学体系のほとんどあらゆる立場に及ぶ。社会主義規範理論の位置づけをめぐる多様な見解が存在しており、未解決の状態にあることを確認した。

第3章「正義」

本章の課題は、マルクスにおける正義の位置づけをめぐる論争を再検討し、この問題に対する新説を提案することにある。まず、本章で用いる正義の概念を確定した。マルクスと正義をめぐる論争において対象となった正義は、近代自由主義的な意味での正義である。次に、論争の中心となったタッカー＝ウッド命題を検討した。K・ニールセンによれば、この命題は「マルクスは資本主義を不正のゆえに非難したわけではない」という主張である。しかし、R・タッカーとA・ウッドはともに、マルクスが資本主義社会を正義に基づいて批判したのではないと主張しただけでなく、共産主義社会においては正義の基本的な役割が終焉するとも主張していた。彼らにあっては二つの主張は表裏一体のものとして扱われていたが、実は切り離しが可能な別個の主張である。

それから、N・ジェラスによる論争の整理と解決を概観した。彼は論争を、資本賃労働関係における等価交換、公正な分配と盗みとしての搾取、超歴史的な基準、イデオロギーと道徳的実在論、所得分配と改良主義、革命の動機、法的原理、応能必要原理、正義以外の諸価値の九つの論点に分けて検討した。その上で、ジェラスは正義説に軍配を上げた。しかし、マルクスは資本主義を不正だと考えていたが、マルクス自身は自分がそう考えているとは思っていなかったというジェラスの説明は不十分である。

そこで、非正義説と正義説の主張を、九つの論点について再検討し、非正義説と正義説が、そもそも異なる問題関心と異なる観点からこの論争に臨んでいることを明らかにした。正義説は、眼前の資本主義体制を批判していくうえで、正義という誰にも受け入れやすい理念が大きな役割を發揮すると考える。非正義説は、むしろより長期的な観点から、正義という価値は上部構造の一つにすぎず、将来の共産主義社会では最も重要な価値としての位置を失うことになると考えている。

以上を踏まえ、マルクスは資本主義社会への批判と社会主義社会の形成においては正義に依拠しながら、共産主義社会を基礎づける第一原理としては正義を拒否していたという新説を提案した。

第4章「所有」

本章では、マルクスが資本主義社会における疎外の根本原因とした私的所有の概念を自己所有権として捉え、マルクスが自己所有権原理をどのように位置づけていたのかを解明した。

まず、G・コーエンによる自己所有権の定義と彼の主張を確認した。コーエンは、自己所有権の概念が成立することは認めるが、自己所有権の原理についてはそもそも成立しないと主張する。

次に、マルクスの私的所有批判のなかから、自己所有権原理に対する評価を探り出した。共産主義運動の最終目標としては、自己所有権原理は廃棄されるべきであるが、それが市民社会において現実に果たした積極的役割を踏まえうえで遂行されねばならない。

それから、搾取論には自己所有権原理が存在するというコーエンの主張に対する共産主義的反論をめぐる討論を吟味した。私は、共産主義社会においてマルクスは自己所有権原理を肯定したというコーエンの解釈に対し、マルクスはそれを否定したという解釈を対置した。さらに、社会主義社会においては自己所有権原理が縮小形態にあることを根拠に、私の理解のほうがコーエンの理解よりも整合性が高いことを示した。

最後に、次の仮説を提示した。マルクスは、共産主義社会において自己所有権原理は否定されると考えていた。にもかかわらず彼は、資本主義を批判する搾取論においては自己所有権原理に依拠していたし、資本主義の直後に到来する社会主義社会では自己所有権原理は、縮小形態であるとはいえ存続すべきであると提案したのである。

第5章「自由」

マルクスの自由論は、制御的自由と、発展的自由と共同的自由とからなる人格的自由に分けられる。制御的自由の主体は集団であり、人格的自由の主体は個人である。制御的自由と人格的自由は、時間的には前者が先行するが、価値的には後者が優越する。また発展的自由と共同的自由の関係については、前者は自由主義社会でもある程度は実現可能な自由であるが、それは共産主義社会における共同的自由と結合することによって初めて、十全な人格的自由を構成しうることになる。

次に、マルクス自由論に対する批判を検討した。C・テイラーは、マルクスには絶対的自由を追求する傾向があると指摘し、それは空虚な自由にすぎないと批判した。しかし、マルクスの制御的自由は、人格的自由の条件が満たされた段階ではそれ以上に追求されることはない。よって、マルクスの自由論が絶対的自由を追求する性格をもっていたという結論を導出することはできない。

マルクスの自由論に対する負のイメージを理論化したのが、F・ハイエク、R・ノージック、I・バーリンに代表される批判であった。彼らはそれぞれ、自生的秩序論、自己所有権原理、反全体主義の名の下に消極的自由を絶対化した。だが、消極的自由であっても結局は他者の私的領域をなんらかのかたちで侵害せざるをえない。危害禁止原理による諸個

人の私的領域の保護という自由主義の企図そのものが失敗を運命づけられているのであって、そのような不可能な枠組みに基づく批判は成功していない。

また、制御的自由の概念における主体が個人ではなく集団におかれていることが、市民的自由の抑圧を正当化する原因であるという A・ヴァリツキの批判については、制御的自由がマルクス自由論の本質であるかのように誤解している点で致命的欠陥がある。

第 6 章「平等」

本章では、平等自由主義者の追求する平等主義と比較しつつ、マルクスの理論体系において平等主義がどのような位置づけを与えられていたのかという問題を検討した。

第一に、生産的資産や消費手段に関する所有の不平等を廃絶するためにマルクスが提起したのは、平等化ではなく社会化であった。彼は、平等化と社会化が対立する場合には、つねに後者を採用していた。

第二に、マルクスの共産主義では、最終的には条件の平等が採用されるのだが、それは機会の平等を深化した結果ではない。条件の平等が選ばれる根拠は、人々の共同関係を形成する前提を築くためという共同主義的な理由からなのであり、平等主義に基づくわけではない。

第三に、われわれは、すべての諸個人に条件の平等が完全に保障されながらも、なお疎外された社会を想像することができる。これは、平等主義を徹底しても、疎外の問題は解決されるわけではないことを意味する。

第四に、共産主義社会における人間は、社会に貢献することに最大の自己実現を見いだすから、自己の条件を平均より低下させてでも社会に貢献することもありうる。その結果として条件の不平等が発生しうるが、それは必ずしも矯正されるべき事態ではない。

このようにマルクスは、平等主義が共同主義に寄与するかぎりでは平等主義を推進したが、平等主義と共同主義が対立する場面では共同主義を優先したのであり、この意味で非平等主義者であったと判定することができる。

しかし、これはあくまで究極的な価値原理は何かという問いに対する答えであって、現存する資本主義社会における不平等を徹底的に廃絶しようとする点では、平等主義者と位置づけられる。平等説も非平等説も、マルクスの平等主義に対する重層的な姿勢を読みとることができなかつたと判定できる。

第 7 章「功利」

本章の課題は、マルクスが社会体制を評価する規範原理として功利主義をどう位置づけたかという問いに答えることである。まず、功利主義の定義を確認した。マルクスが批判の対象とした古典的功利主義は、A・センに従えば、帰結主義、厚生主義、総和主義の三つの要素に分解することができる。次に、マルクスと功利主義の関係をめぐる論争を概観した。D・P・H・アレンの功利主義的理解に対して、卓越主義的理解と義務論的理解の両

者から批判が加えられ、論争となった。

その上で、マルクスが資本主義、社会主義、共産主義の社会において、三要素をどのように位置づけていたかを検討した。

資本主義社会においては、すべての社会関係が功利主義の価値規範によって支配される。マルクスはそれが疎外された観念であるとして批判する。しかし、功利主義は資本主義社会の文明化作用を推進し、生産力の飛躍的發展を推進する価値規範としての役割を果たすのであり、そうした進歩的側面をマルクスは賞賛する。

過渡期社会から社会主義社会にかけては、資本主義社会の下で支配的であった功利主義の価値観がいまだに影響力をもつが、その課題は生産力上昇による社会的厚生を増大である。マルクスは、過渡期社会と社会主義社会を構築する段階では、これらの目的に寄与するかぎりで引き続き功利主義を尊重する。

共産主義社会は、基本的な社会体制としては終局に位置しており、この社会を創造するという目的が達成されているので、功利主義はその役割を喪失する。したがってマルクスは、功利主義とは異なる規範原理に基づいて共産主義社会を構想していた。

このようにマルクスの功利主義に対する評価は、社会体制の発展に応じて変化する。その特徴は、功利主義を超越した社会を実現するのに、その準備段階で功利主義を拒否するのではなく、それを追求してその役割を終えさせることによって、乗り越えようとしていることである。

第8章「コミュニティ」

本章の課題は、マルクスのコミュニズムにおける最も基本的な価値理念であるコミュニティの意味を、現代コミュニタリアニズムとの比較を通じて解明することにある。まず、マルクスのコミュニズムとコミュニタリアニズムの比較を九つの論点、すなわち道徳主義、卓越主義、自由主義、個人主義、保守主義、地域主義、特殊主義、民主主義、急進主義にわたって行った。これを踏まえ、コミュニタリアニズムの論理を分析した。最後に、以上の検討から得られたコミュニズムの特質を明らかにした。

コミュニズムは、コミュニタリアニズムと同じく、一種の卓越主義を採用するが、唯物論に立脚する以上、人間を道徳的に教育して改造しようとするような道徳主義の立場はとらない。コミュニズムは、人間は環境によって制約を受けるという観点から、人間そのものを教育するのではなく、社会制度の変化を通じて徐々に人間が変化するような方法をとる。

コミュニタリアニズムは、個人の自由という自由主義・個人主義の価値理念を痛烈に批判し、それが虚構であることを強調する。コミュニズムは、個人の自由が単なる虚偽観念にとどまらず、われわれの社会制度のなかに客観的に定着しており、そのかぎりこれを尊重せねばならないことを認める。

コミュニタリアニズムが伝統的コミュニティへの回帰という保守主義に帰着したのに対

し、コミュニズムは、現代資本主義社会のなかで功利主義や権利論を原理とする社会制度のなかにありながら、それらを利用しつつ市民社会の内側において実践を通じて能力を高め、新しい社会を構築する主体が形成されると考える点で進歩主義である。

コミュニタリアンは、コミュニティの規模として近隣・地域に限定する地域主義をとる。これに対しコミュニズムは、各地域に存在する組合や結社が連帯と協同のネットワークを広げてグローバルな規模にまで発展することが見込まれており、地域主義を否定はしないがそれに限定されることはない。

コミュニタリアンの特殊主義をめぐって、コミュニズムにおいては、道徳は経済構造に照応する部分とそうでない部分に区別され、前者においてのみ普遍主義が妥当する。そして後者の部分において、人間の多様な生の追求の仕方が、むしろ推奨されており、限定された意味で道徳的普遍主義が採用される。

熟議民主主義の前提としての共通善の観念は、コミュニタリアニズムにおいては実体的に固定化されるのに対し、コミュニズムにおいてはたえず変化発展するものと見なされる。コミュニタリアニズムの提唱するコミュニティ社会の建設は、現代の資本主義的な社会体制を前提としてその内部でなされるのに対して、コミュニズムは、資本主義の社会体制そのものを廃棄し、新しい社会体制としての社会主義を構築しようとする。

つまり、コミュニズムとコミュニタリアニズムは、ともに人間どうしのコミュニティを追求する思想であり、自由主義と対立する点で共通するが、コミュニタリアニズムが自由主義の外部からそれを否定しようとするのに対し、コミュニズムは自由主義の内部にあってそれを発展させながらしかも超克しようとする点が全く異なる。

第9章「疎外」

本章の目的は、疎外論を正義論と比較して両者の共通点と相違点を洗い出し、それによって前者の特質を明らかにすることであり、それを通じて疎外論を現代規範理論のなかの一つの独特な潮流として位置づけることにある。

まず、自由主義の正義論とマルクス主義の疎外論はいずれも規範理論としての側面を有しており、この側面において比較が可能であることを確認した。

次に、規範理論のフレームワークとして、観念論と唯物論、普遍主義と相対主義、個人主義と社会主義という三つの対立軸を取り上げ、それぞれの面から自由主義の正義論とマルクス主義の疎外論を比較検討した。疎外論における疎外からの解放という規範的方向は、正義論における正義の実現という規範的方向と部分的に合致する可能性は存在するのであり、そのかぎりでは両者は連携することができる。

それから、規範理論の内容である価値理念の面から両者を比較した。正義論の代表的な価値理念は、所有、自由、平等、功利の四つからなる。マルクスの疎外論では、労働の疎外を基点にして、本来は類的存在である人間が社会から切り離され、孤立した個人となり、それとともに、本来は自然と共生する存在である人間がむしろ自然と対立関係におかれる

疎外状況が考察されている。つまり疎外論は、個人と社会、そして人間と自然の関係まで包含する、非常に広大な視野をもつ理論なのである。疎外論の観点からすれば、正義論の理念をなす所有、自由、平等、功利のいずれも、疎外論の視点からすれば疎外された観念なのであり、正義論そのものが疎外された論理として位置づけられる。

しかし、共産主義以前の社会における労働の疎外の軽減は、自由主義とマルクス主義に共通する目標なのであり、疎外論からすれば正義論は、その普遍主義的要素を払拭したうえで、部分的課題として位置づけられる。

最後に、疎外の二つの次元論という新説を提示した。二つの次元とは、自由主義社会の観点からの疎外という第一の次元と、共産主義社会の観点からの疎外という第二の次元である。マルクスは、自由主義が普遍的な価値理念に訴えることやそれを取り入れた真正社会主義を批判するのだが、資本主義社会において所有、自由、平等、功利のような価値が普遍的であると人々に認識されている以上、それを超越的に批判するのではなく、それに依拠しながら資本主義を批判するという方法を採用する。これが疎外の第一の次元である。しかし、だからといってこれらの価値が共産主義社会の観点からしても妥当であるということにはならない。所有、自由、平等、功利という理念そのものが、一つの疎外された観念として批判される。これが疎外の第二の次元である。

第10章「自由主義の発展としての社会主義」

本章は、本書全体の結論である。社会主義規範理論としての疎外論は確かに、自由主義規範理論としての正義論を最終的には克服することを目的とする。しかし、社会主義は自由主義を否定することのみから可能になるのではない。それは自由主義のもたらした積極的成果を継承し、それをさらに将来にわたって拡張していこうとする思想であり運動である。この意味で社会主義は、「自由主義の発展としての社会主義」と特徴づけられる。

「自由主義の発展としての社会主義」という視点からすれば、社会主義は、自由主義を外在的にまたは超越的に全否定するのではなく、自由主義の成果と欠陥を自らのものとして内在的に引き受けながら、その延長線上に構想されることになる。社会主義規範理論は、自由主義規範理論を部分として包含した、歴史的かつ一般的な体系である。

マルクスによって輪郭を与えられた社会主義規範理論は、世界中のあらゆる国と地域が、自由主義と資本主義の時代を経て、必ずたどり着く普遍的な規範理論である。自由主義の特徴が普遍性にあるとすれば、社会主義はこの普遍性を尊重する点でも自由主義の正統な継承者なのである。

(7995字)